

県立藤代高等学校の部活動に係る活動方針

1 適切な休養日等の設定

○1日当たりの活動時間

- ・活動時間※の上限を、平日 2 時間、休日 4 時間、1 週間計で 12 時間とする。
ただし、大会や練習試合の当日は除く。
 - ・休日に、練習試合や大会等により休日の 1 日の上限 4 時間を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。
- ※活動時間とは、移動時間や準備・片付けを除く生徒が活動する時間である。

○朝練習

- ・朝練習は原則行わない。
- ただし、大会の直前、かつ放課後のみの練習では施設等を使用できない場合に限り 1 日の活動時間の上限の範囲内で行うことができるものとする。

○自主練習

- ・学校管理下において活動時間の上限の範囲内で行うことができるものとする。

○休養日の設定

- ・原則、平日・休日各 1 日以上、1 週間計で 2 日以上の休養日を設定する。
- ・大会参加により活動時間が超過した場合は、翌週以降の休日に休養日を振り替える。

2 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・学校長及び部活動顧問は活動時間の上限を遵守し、適切な休養日を確保できるよう、学校単位で参加する公式大会等以外の地方大会等について精選する。